

# 医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1/2（激甚災害により被災した公的医療機関は2/3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

## 補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

### ✓ 医療機関

（公的医療機関）

- ・都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- ・救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

### ✓ 医療関係者養成所施設

- ・看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

### ✓ その他

- ・研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎など

## 補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

## 補助の対象と ならない 費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- × 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- × 工作物（囲障、門など）
- × 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- × 救急車等の車両
- × 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

## 国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

### ✓ 調査する内容

- ・医療施設等の所在地における災害の状況
  - ※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- ・建物等の被害状況
  - ※ 被災事実の確認が不可欠です。  
必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。
- ・復旧方法
  - ※ 工事内容（施工方法など）の確認を行います。  
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。  
施工業者等の立会・同席も可能です。
- ・復旧にかかる費用
  - ※ 工事費や修理費の根拠について確認を行います。  
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。  
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数（3社以上）の見積書を用意してください。  
（やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。）

### ✓ 調査の方法

- ・県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

### ✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- ☐ 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- ☐ 医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）
- ☐ 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
  - ※ 地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- ☐ 図面、被災箇所すべての写真（写真は主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）
- ☐ 復旧費の積算根拠（見積書など）
- ☐ 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

## 医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

| 区分       | 補助対象施設                                                                                                                                                                  | 対象経費 |       |                          | 基準額<br>(激甚災害の場合)           | 補助率<br>(激甚災害の場合) |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--------------------------|----------------------------|------------------|
|          |                                                                                                                                                                         | 建物   | 医療用設備 | 医療機器<br>注)激甚災害<br>の場合に限る |                            |                  |
| 公的医療機関施設 | 都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所 | ○    | ○     | ○                        |                            | 1/2<br>(2/3)     |
|          | へき地診療所                                                                                                                                                                  | ○    | ○     | ○                        | 厚生労働大臣の定める額                | 1/2              |
| 政策医療実施機関 |                                                                                                                                                                         |      |       |                          |                            |                  |
| 政策医療実施機関 | 救命救急センター                                                                                                                                                                | ○    | ○     | ○                        | 769,100千円<br>(厚生労働大臣の定める額) | 1/2              |
|          | 病院群輪番制病院及び共同利用型病院<br>病院及び共同利用型病院                                                                                                                                        | ○    | ○     | ○                        | 80,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 救急告示病院                                                                                                                                                                  | ○    | ○     | ○                        | 80,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅当番医制病院                                                                                                                                                                | ○    | ○     | ○                        | 80,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅当番医制診療所                                                                                                                                                               | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅当番医制診療所                                                                                                                                                               | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 休日夜間急患センター                                                                                                                                                              | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 休日等歯科診療所                                                                                                                                                                | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 時間外診療実施診療所                                                                                                                                                              | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 災害拠点病院(基幹災害拠点病院)                                                                                                                                                        | ○    | ○     | ○                        | 677,268千円<br>(厚生労働大臣の定める額) | 1/2              |
|          | 災害拠点病院(地域災害拠点病院)                                                                                                                                                        | ○    | ○     | ○                        | 447,449千円<br>(厚生労働大臣の定める額) | 1/2              |
|          | へき地医療拠点病院                                                                                                                                                               | ○    | ○     | ○                        | 229,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額) | 1/2              |
|          | 周産期母子医療センター                                                                                                                                                             | ○    | ×     | ○                        | 83,300千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 小児救急医療拠点病院                                                                                                                                                              | ○    | ○     | ○                        | 28,155千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅医療実施病院                                                                                                                                                                | ○    | ○     | ○                        | 80,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅医療実施診療所                                                                                                                                                               | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |
|          | 在宅医療実施歯科診療所                                                                                                                                                             | ○    | ○     | ○                        | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)  | 1/2              |

| 区分         | 補助対象施設                                                                                      | 対象経費 |                                    | 基準額<br>(激甚災害の場合)                      | 補助率<br>(激甚災害の場合) |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|
|            |                                                                                             | 建物   | 医療用設備<br>医療機器<br>注) 激甚災害<br>の場合に限る |                                       |                  |
| 医療関係者養成所施設 | がん医療実施診療所                                                                                   | ○    | ○                                  | 13,139千円<br>(厚生労働大臣の定める額)             | 1/2              |
|            | 脳卒中医療実施病院                                                                                   | ○    | ○                                  | 80,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)             | 1/2              |
|            | 腎移植施設                                                                                       | ○    | ×                                  | 44,300千円<br>(厚生労働大臣の定める額)             | 1/2              |
|            | 老人デイケア施設                                                                                    | ○    | ○                                  | 165,200千円<br>(厚生労働大臣の定める額)            | 1/2              |
|            | 共同利用施設                                                                                      | ○    | ○                                  | 388,900千円<br>(厚生労働大臣の定める額)            | 1/2              |
| 医療関係者養成所施設 |                                                                                             |      |                                    |                                       |                  |
| 研修施設       | 看護師等養成所                                                                                     | ○    | ×                                  | 厚生労働大臣の<br>定める額                       | 1/2              |
|            | 理学療法士等養成所                                                                                   | ○    | ×                                  |                                       | 1/2              |
|            | 救急救命士養成所                                                                                    | ○    | ×                                  |                                       | 1/2              |
|            | 歯科衛生士養成所                                                                                    | ○    | ×                                  |                                       | 1/2              |
| 研修施設       |                                                                                             |      |                                    |                                       |                  |
| 地域医療研修センター | 医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。 )又は臨床研修病院(営利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター | ○    | ×                                  | 59,600千円                              | 1/2              |
|            | 研修医のための研修施設                                                                                 | ○    | ×                                  | 198,700千円                             | 1/2              |
|            | 病院内保育所                                                                                      | ○    | ×                                  | 厚生労働大臣の<br>定める額                       | 1/2              |
|            | 看護師宿舎                                                                                       | ○    | ×                                  | 既存面積(1人当たり33㎡を限度)<br>× 1/2 × 198,300円 | 1/2              |
| 救急医療情報センター | 都道府県の設置する救急医療情報センター                                                                         | ○    | ×                                  | 13,100千円                              | 1/2              |

※ 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。))又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額:上限なし